

京都市移動通信用鉄塔施設整備事業に係る分担金に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年 3月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第87号

京都市移動通信用鉄塔施設整備事業に係る分担金に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市移動通信用鉄塔施設整備事業に係る分担金に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条中「総合企画局プロジェクト・国際化・情報化担当局長」を「総合企画局プロジェクト・情報化担当局長」に改める。

別記様式中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(総合企画局総合政策室)